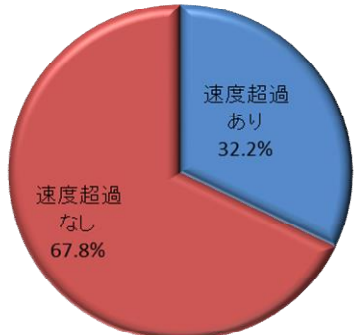
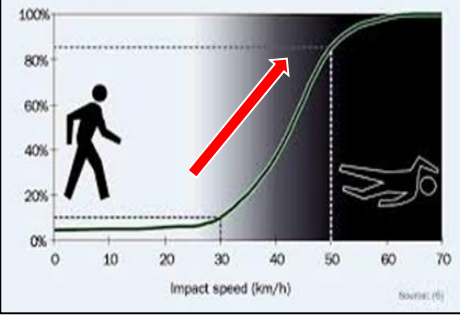
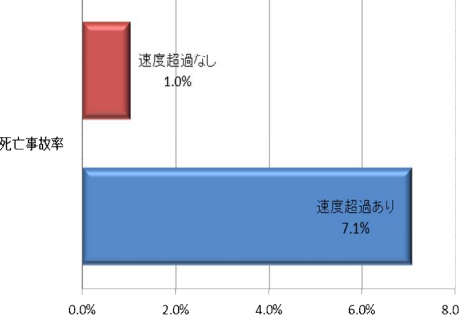


■ 秋田県警察速度管理指針 ■

秋田県における総合的な速度管理の必要性

交通死亡事故の発生状況	走行速度と交通事故の関係	規制速度の遵守による被害の軽減	交通指導取締りの交通事故抑止効果																																																		
<p>● 過去5年間の交通死亡事故のうち、事故を起こした人が規制速度を超過していた事故は、全体の32.2%を占めている。</p>  <p>※平成26年から平成30年までの5年間</p>	<p>● 衝突時の速度が30km/hを超えると歩行者の致死率が上昇する。</p>  <p>※ 出典「Speed management -A road safety manual for decision-makers and practitioners-」より</p>	<p>● 過去5年間で、規制速度の超過がある交通事故は、規制速度の超過がない交通事故に比べて死亡事故となる確率が約7倍となる。</p>  <p>※平成26年から平成30年までの5年間</p>	<p>● 重点的な速度取締りの結果、規制速度の超過があった交通事故は減少した。</p> <table border="1" data-bbox="1566 682 1995 845"> <caption>全人身事故</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の国道</td> <td>628</td> <td>546</td> <td>-82</td> <td>-13.1%</td> </tr> <tr> <td>国道7号</td> <td>228</td> <td>199</td> <td>-29</td> <td>-12.7%</td> </tr> <tr> <td>国道13号</td> <td>157</td> <td>149</td> <td>-8</td> <td>-5.1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の国道</td> <td>243</td> <td>198</td> <td>-45</td> <td>-18.5%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1566 875 1995 1038"> <caption>速度超過ありの事故</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の国道</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>-13</td> <td>-25.5%</td> </tr> <tr> <td>国道7号</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>-5</td> <td>-25.0%</td> </tr> <tr> <td>国道13号</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>-3</td> <td>-23.1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の国道</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>-5</td> <td>-27.8%</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	増減	増減率	県内の国道	628	546	-82	-13.1%	国道7号	228	199	-29	-12.7%	国道13号	157	149	-8	-5.1%	上記以外の国道	243	198	-45	-18.5%		H29	H30	増減	増減率	県内の国道	51	38	-13	-25.5%	国道7号	20	15	-5	-25.0%	国道13号	13	10	-3	-23.1%	上記以外の国道	18	13	-5	-27.8%
	H29	H30	増減	増減率																																																	
県内の国道	628	546	-82	-13.1%																																																	
国道7号	228	199	-29	-12.7%																																																	
国道13号	157	149	-8	-5.1%																																																	
上記以外の国道	243	198	-45	-18.5%																																																	
	H29	H30	増減	増減率																																																	
県内の国道	51	38	-13	-25.5%																																																	
国道7号	20	15	-5	-25.0%																																																	
国道13号	13	10	-3	-23.1%																																																	
上記以外の国道	18	13	-5	-27.8%																																																	

秋田県警察における総合的な速度管理の内容

区分	生活道路	幹線道路	市街地
特徴・目標	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通過交通車両による交通事故が多い。 ○ 自動車と歩行者又は自転車との衝突事故が全体の約4割を占めている。 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 走行車両の低速度化 ○ 通過交通車両の流入抑制 ○ 円滑な道路交通の確保 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の約3割は国道上で発生している。 ○ 自動車と歩行者又は自転車との衝突による交通死亡事故が多く、そのうち約4割が規制速度を超えている。 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制速度の遵守による交通死亡事故抑止 ○ 円滑な道路交通の確保 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通量が多く、交差点及びその付近での車両相互による交通事故が多い。 ○ 交通死亡事故のうち、自動車が歩行者又は自転車と衝突した事故形態が約7割を占め、その多くが夜間の発生であり、規制速度を超えている。 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制速度の遵守による交通死亡事故抑止 ○ 道路管理者と連携した事故防止プランの構築 ○ 円滑な道路交通の確保
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ゾーン30」による面的な低速度規制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の県内の整備区域は52地区となっており、引き続き、「思いやりゾーン30」を含む面的な低速度規制を推進する。 ※「ゾーン30」～49区域 「思いやりゾーン30」～3区域 ◆ 効果的な速度違反取締り <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式自動速度取締装置等を効果的に運用した速度違反取締りを推進し、当該道路を通行する車両に注意喚起を図る。 ◆ 運転者教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路の迂回や規制速度の遵守を働きかけるための運転者教育と広報啓発活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 円滑な交通に配慮した速度規制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通実態等を勘案し、運転者が納得しやすい最高速度規制の見直しを図る。 ◆ 速度違反取締りと情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度違反取締りとパトカー等の警戒活動により、規制速度の遵守を働きかける。 ・ 速度違反取締り路線等について情報発信し、規制速度の自発的な遵守を促す。 ◆ 事業者等への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転管理者選任事業者に対して速度遵守車両(ペースカー)の走行を働きかけ、実勢速度の低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な交通流の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼夜の交通量を踏まえた適切な交通管制等により道路交通の円滑と安全の両立を図る。 ◆ 効果的な速度違反取締り <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度違反取締りとパトカー等の警戒活動により、歩行者及び自転車利用者の交通事故抑止と被害軽減を図る。 ◆ 運転者教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制速度の遵守と交通弱者保護等を働きかける運転者教育と広報啓発活動を推進する。
路線・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察署において、交通事故分析結果等に基づき、重点的に速度違反取締りを実施する路線・地域等を選定する。 ○ 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反に対して、積極的に指導取締り活動を推進する。 		